

審議事項（ 7 ） - 2

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

関連当事者開示専門委員会 当面のスケジュール案

WG	日時	議 題
第 1 回 (開催済)	平成 17 年 6 月 28 日 (火) 13:30 ~ 15:30	<ul style="list-style-type: none"> IASB との共同プロジェクト初会合の概要 日本基準の変遷、日本企業の開示実態 日本基準と国際会計基準・米国基準の比較
第 2 回 (開催済)	7 月 27 日 (水) 15:45 ~ 18:00	<ul style="list-style-type: none"> 市場関係者へのヒアリング結果の紹介 現状の評価と課題についての専門委員の意見陳述
第 3 回 (開催済)	8 月 25 日 (木) 10:00 ~ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき論点の洗い出しと検討の方向性 (開示目的、関連当事者の範囲)
第 4 回 (開催済)	9 月 13 日 (火) 10:00 ~ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき論点の洗い出しと検討の方向性 (開示すべき取引の範囲、開示項目、重要性の判断規準)
	委員会： 9 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回、第 4 回専門委員会での検討状況 (第 3 回、第 4 回の専門委員会で検討した主な論点の検討の方向性)
	9 月 23 日 (金) (IASB との第二 回会合)	(ASBJ・IASB の検討状況の説明と協議、IAS 第 24 号の疑問点の照会)
第 5 回 (開催済)	11 月 1 日 (火) 13:00 ~ 15:00	<ul style="list-style-type: none"> IASB との共同プロジェクト第二回会合の概要 論点の整理と第 3 回、第 4 回で提起された追加論点等の検討
第 6 回 (開催済)	11 月 29 日 (火) 15:15 ~ 17:15	<ul style="list-style-type: none"> 追加論点の検討 公開草案 (会計基準) の構成の検討
第 7 回 (開催済)	12 月 16 日 (金) 13:30 ~ 15:30	<ul style="list-style-type: none"> 追加論点の検討 公開草案 (適用指針) の構成の検討
	委員会： 平成 18 年 1 月 13 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 回 ~ 第 7 回専門委員会での検討状況 (第三者としての取引等の論点)
第 8 回 (開催済)	2 月 9 日 (木) 10:00 ~ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> IASB からの回答結果に基づく検討 公開草案 (会計基準) の文案検討
	委員会： 2 月 17 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案 (会計基準) の文案検討
第 9 回 (開催済)	2 月 24 日 13:45 ~ 15:45	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案 (会計基準) の文案検討

審議事項（ 7 ） - 2

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

WG	日 時	議 題
	3月1日(水) (IASBとの第三 回会合)	・ ASBJ / IASB の公開草案(会計基準)の検討状況の説明
	委員会： 3月9日(金)	・ 公開草案(会計基準)の文案検討
第10回	3月23日 15:30～17:30	・ 公開草案(会計基準)の文案検討 ・ 公開草案(適用指針)の文案検討
	委員会： 3月28日(火)	・ 公開草案(会計基準)の文案検討 ・ 公開草案(適用指針)の文案検討
第11回	4月上旬	・ 公開草案(会計基準)の文案検討 ・ 公開草案(適用指針)の文案検討
	委員会： 4月11日(火)	・ 公開草案(会計基準)の文案検討(議決予定) ・ 公開草案(適用指針)の文案検討
第12回	4月中旬	・ 公開草案(適用指針)の文案検討
	委員会： 4月25日(火)	・ 公開草案(適用指針)の文案検討
第13回	4月下旬又は5 月上旬	・ 公開草案(適用指針)の文案検討
	委員会： 5月12日(金)	・ 公開草案(適用指針)の文案検討 (議決予定)
	コメント提出期 限	6月末
	7月～8月	コメント分析、会計基準及び適用指針と検討・議決
	9月中旬又は下 旬(IASBとの 第四回会合)	・ 会計基準の説明

(注)公開草案のコメント募集期間は、会計基準は3か月間、適用指針は2か月間とし、両者のコメント提出期限は揃える形かどうか。